

MSG ドローン スクール ニュース・レター

『無人航空機の飛行に係る許可・承認書』特集号

許可・承認書って何それ？

- 「許可・承認書」がないと、ドローンは飛ばしちゃいけないの？
- どういときに使うの？二等操縦士資格（二等技能証明）の代わりになる？
- 個人/法人いずれでも取得できるの？

取得費用は？

- 「許可・承認書」申請にスクールでの講習受講は必要なの？
- 当スクールは、希望があれば、技能証明取得講習受講者の「許可・承認書」申請を無料でサポートします。

1年有効の包括『許可・承認書』は使い勝手のいい年間パスみたいなもの！？

ドローンを活用する事業者さまにはとても有効です。



二等 無人航空機 操縦士講習

受講希望のみなさまへ

- ✓最短5日（1日6時間の場合）
- ✓講習修了審査合格者は、指定試験機関での実地試験免除
- ✓人材開発支援助成金対象
- ✓詳細はWEBサイトをご覧ください。

二等 初 学 者 コ ー ス

実施時期： 随時（要相談）
受講料： 239,800円（税込）
講習会場： 宮崎県建設技術センター
受講内容： 基本項目＋目視外飛行

学校法人宮崎総合学院

MSGドローンスクール

一等・二等無人航空機操縦士講習 国土交通省登録団体

国空無機 第266142号 登録講習機関コード【0251】
〒880-0802 宮崎県宮崎市別府町4-19（宮崎総合学院本部内）

お申し込み・お問い合わせ

WEB [msg-drone.jp](https://www.msg-drone.jp) で検索！
<https://www.msg-drone.jp/>

TEL 080-3683-1850 受付時間 / 月曜～金曜
(祝日除く) 9:00～17:00

Mail info@msg-drone.jp



『無人航空機の飛行に係る許可・承認書』特集

「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」ってご存じですか？

航空法は、一定の飛行空域と飛行方法を規制しており、無人航空機の飛行を原則禁止しています。

こうした規制下での無人航空機の飛行（特定飛行と言います。）の中には、あらかじめ①使用する機体、②操縦する者の技能及び、③運行管理の方法について国土交通大臣の審査を受け、飛行の許可・承認を受けることで飛行可能とされるものがあります。

。。。今回は「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」特集です。



「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」（以降、「許可・承認書」と略します）がないと、ドローンは飛ばしちゃいけないの？

皆さんが、ドローン（無人航空機）を飛行させようとするとき、航空法が定める以下の3つの**カテゴリ**のどれかに該当します。「許可・承認書」を説明する前に、このカテゴリについて理解する必要がありますの。

①カテゴリⅠ・・・航空法が規制していない空域を、規制していない方法で飛行させるものです。飛行に特別な手続きはありません。許可や承認も不要です。

②カテゴリⅡ・・・規制された空域や方法で無人航空機を飛行させるものです（特定飛行と言います。）。この時、第三者の「立入管理措置」を講じて行うものをカテゴリⅡと言い、飛行には幾つかの手続きが必要です。今回のテーマ「許可・承認書」の出番です。この後詳述します。

③カテゴリⅢ・・・上述の特定飛行を、第三者の「立入管理措置」を講じることなく行うものです。これに関しては、①操縦者は一等無人航空機操縦者技能証明を有する者で、②機体は第一種機体認証を受けた無人航空機を使用、③その上であらかじめ運行管理の方法について国土交通大臣の審査を受け、飛行の許可・承認を得て、ようやく飛行可能となります。①②がないと、③だけでは飛行できません。（許可申請手続きができません。）

さていよいよ本題です。『許可・承認書』は、どんな時に必要になるのでしょうか？

（答え） 上記カテゴリⅡの飛行で必要になります。カテゴリⅡは、あらかじめ①使用する機体、②操縦者の技能、③運航管理の方法 について国土交通大臣の審査を受け、「許可・承認書」を取得すると飛行が可能です。

ちなみに、カテゴリⅡはカテゴリⅡAとⅡBの2つに区分され、ⅡBに分類される特定飛行については、技能証明の保有者が機体認証を受けた機体を使用する場合、特別な手続きが不要です。「許可・承認書」も不要です。

カテゴリⅢも「許可・承認書」が必要ですが、その前に操縦者の資格と機体の認証について条件をクリアする必要があります。

特定飛行を行う場合の手続き

飛行の許可・承認申請
特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、こちらをご確認ください。
なお、事前に無人航空機の登録が必要です。お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

STEP01
無人航空機情報、操縦者情報の登録
飛行させる無人航空機の情報、操縦者の情報を登録します。

STEP02
申請
飛行させる機体情報、操縦者情報に加え、飛行の目的、日時、経路及び高度、安全管理のための措置等を入力し、申請します。

STEP03
申請書の審査
提出された申請書は、提出先の地方航空局、空港事務所等で審査が行われます。

STEP04
許可書・承認書の発行
審査が完了すると「許可書」又は「承認書」が発行されます。電子許可書又は書面での発行が可能です。

STEP05
返信用封筒の送付、窓口での受取（書面での発行の場合）
書面での発行を希望する場合は、申請書の提出先へ切手を貼付した返信用封筒を郵送します。その後、許可書又は承認書の原本（書面）が返信されます。窓口での受け取りも可能です。

[飛行許可・承認申請へ](#)

カテゴリⅡA に分類される特定飛行

- ・ 空港等周辺
- ・ 150m 以上上空での飛行
- ・ 催し場所上空での飛行
- ・ 危険物の輸送
- ・ 物件投下

カテゴリⅡB に分類される特定飛行

- ・ 人口集中地区での飛行
- ・ 夜間飛行
- ・ 目視外飛行
- ・ 人や物件から 30m 未満での飛行

阪空運航第 [] 号

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

[] 殿

令和5年7月26日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条の85第2項及び第4項第2号並びに第132条の86第3項及び第5項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第132条の85第1項第2号
航空法第132条の86第2項第2号及び第3号

許可等の期間： 令和5年8月9日から令和6年8月8日

飛行の経路： 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る）

登録記号等： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機を飛行させる者： []

条件：

- 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- 飛行許可・承認期間中に、申請に関わる「登録記号」並びに「機体認証」及び「技能証明」の有効期間が切れる場合は、遅滞なく更新を行うこと。
- 令和4年6月20日からの無人航空機の登録義務化以前に許可・承認を受けた申請のうち、登録記号がない許可書等を所持している場合は、別途送付される登録記号等の通知を本許可書等と併せて飛行の際に携帯すること。

令和5年8月1日
大阪航空局長 村田 有

「許可・承認書」は、二等技能証明の代わりになる？ 什么时候に使うの？

カテゴリー II B の特定飛行は、以下の条件①②を満たすと、特別な手続きが不要です。「許可・承認書」も不要です。

条件①：技能証明の保有者が、

条件②：機体認証を受けた機体を使用する場合、

また、カテゴリー II B の特定飛行については、1年間の包括「許可・承認書」の申請も可能です。

カテゴリー II B の特定飛行は4つ。

日時・場所を特定しない包括申請が可能（1年間有効）

1年毎の更新手続きも簡単。

機体認証を受けた機体でなくても OK

だからとても使い勝手がいい

個人・法人のいずれでも取得できます

「許可・承認書」は、個人でも法人でも申請することができます。

ドローンを業務で活用される事業者さまの場合、法人として「許可・承認書」を取得しておく便利です。

「許可・承認書」の申請は、国交省オンライン申請「DIPS2.0」で行います。

初めての事業者さまは、先ず「gビズ ID」を取得する必要があります。その後、「DIPS2.0」にアカウントを開設します。既に「gビズ ID」をお持ちの事業者さまは、国交省の「DIPS2.0」でアカウント登録を行ってください。

「gビズ ID」の取得方法については、以下をご確認ください。↓

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

許可・承認の申請は DIPS2.0 の画面上で行います（オンライン申請）。DIPS2.0 の操作手順です。↓

<https://www.mlit.go.jp/common/001520747.pdf>

許可・承認申請を新規に行う場合、DIPS2.0 システムにログイン後、最初に「無人航空機情報」と「操縦者情報」を登録します。

受講者が個人で無人航空機を保有せず、勤務先等の無人航空機を飛行させる前提で、個人のアカウントでログインして許可・承認を申請する場合、機体の所有者（勤務先）が所有者自身のアカウントで DIPS2.0 にログインして、「他アカウント等への機体情報の提供」の操作を行う必要があります。

□法人で許可・承認を申請する場合には、こうした手間は必要ありません。社員個人が技能証明を取得した後は、勤務先法人の操縦者情報の登録操作において、簡単に操縦者登録を行うことができますようになります。

□ご要望があれば、許可・承認書申請の一連の手続きを無料でサポートいたします。

■ スクールでの講習は必要なの？

□許可・承認の申請では、操縦者には無人航空機の操縦に関し一定の技能と **10 時間相当以上の経験**を期待して飛行実績等を聞いてきます。技能証明を保有していればもちろん問題ありませんが、そうでなくても **10 時間相当の操縦訓練**を伴う民間ドローンスクールの講習修了証明等（航空局 HP 掲載講習機関の証明等）があればスムーズに手続き出来ます。

□全くの初学者（未経験者）が、いきなり許可・承認申請を行うのは難しいでしょう。必ずしもドローンスクールで訓練を受ける必要はありませんし、独学での練習でもいいのですが、やはり **10 時間以上の操縦経験・訓練**が前提です。



スクール概要 about コース案内 course 開催日程・申込 schedule 制度の概要 system トピックス topics アクセス access



一等・二等無人航空機操縦士講習 登録講習団体



学校法人宮崎総合学院
MSG ドローンスクール

☎080-3683-1850、 <https://www.msg-drone.jp/>

✉ info@msg-drone.jp

